

## [事案 21-118] 契約転換無効確認請求

・平成 23 年 1 月 31 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人から虚偽の説明を受け誤った認識のもとで契約転換したとして、転換契約の取消を求め申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

定期付終身保険（平成 9 年加入）の更新に当たり、営業担当者に終身保険のみを残して、定期保険特約等特約全てを外しての更新を希望したが、営業担当者から、下記のような虚偽あるいは誤った説明を受け、その結果、誤った認識により、平成 19 年 10 月、契約転換し新しい保険を締結した。

営業担当者の誤った説明により契約転換したのであり、契約転換を取消または無効にして、平成 19 年の更新時に遡って、転換前契約の終身保険のみを継続したものとし、転換後に支払った保険料との差額を返還してほしい。

- (1) 更新時期（平成 19 年 10 月）が到来する従前契約の終身保険契約 200 万円のみを継続を希望したが、募集人から、「契約更新の最低保障額は 2000 万円のため、そのような更新はできない」と言われたので、申立契約に転換したが、実際は希望した更新が可能であったことが判明した。
- (2) 当時、他社の医療保険契約を締結していたため、本件転換契約に短期入院特約を付加する必要はなかったが、この方法しかないと言われ本件転換契約を勧められた。
- (3) 加えて、本件転換契約締結後、相手方会社は、1、2 年経過すれば保障額を 1,000 万円に減額できるという誤った説明をしており、説明義務違反がある。

### <保険会社の主張>

申立人の転換契約について、募集人に対する調査の結果等によっても、以下の通り、募集人による虚偽あるいは誤った説明がなされた事実は確認できず、申立人は必要な説明を受けた上で本件転換契約を締結しており、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 営業担当者は、申立人から、終身保険のみを保障内容とする契約継続の申し出を受けておらず、また、単に最低限の保障にしたいと申し出を受けたものではない。むしろ、入院 1 泊 2 日の費用を保障する特約（以下「短期入院特約」）を付加したいとの要望を受けた。
- (2) 契約更新では短期入院特約を付加することができなかつたため、営業担当者は、申立人に対して契約転換を勧めることにし、契約転換の最低保障である 2,000 万円を保障額と設定した上で、保険料の上昇を極力抑えた提案書を何度も作成し、提示した。
- (3) 申立人は、保険（契約転換含む）に対する一定以上の知識を有し、提案書を確認し、必要な説明を受けた上で本件転換契約を締結したのであるから、何らの錯誤、誤認等もない。
- (4) 申立契約締結後、募集人は保障額の減額は慎重に検討してから行なうことを勧めたに

すぎず、誤った説明はしていない。

#### ＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人の主張につき、法的には、消費者契約法第4条1項1号（不実告知）に基づく契約の取消しおよび民法95条の錯誤による契約の無効であると解し、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづいて審理した。

審理の結果、下記（1）～（3）の事情を踏まえて、審査会より相手方会社に和解を促したところ、保険会社より和解案の提示があり、審査会においても、同和解案は妥当なものと認め、生命保険相談所規程第41条第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- （1）申立人が、更新前から、保険料をできるだけ抑えようと考えていたこと、更新前から、他社の短期入院特約付の医療保険に加入しており、また他社のがん保険や生命共済にも加入していたことから、あえて転換して短期入院特約を付加する動機は低いと考えられること、実際、平成21年には、短期入院特約等はずしていることなどが認められ、相手方会社が申立人に転換を勧めた主たる動機である「申立人が短期入院特約を付加したいと要望したが、契約更新では短期入院特約を付加することができなかった」という点についての合理性について、疑問がないとは言えないと判断した。
- （2）しかし、「申立人が、転換の前に、平成19年11月に更新時期がくる従前契約の終身保険契約200万円のみを継続を希望し、募集人にその旨伝えたが、募集人から、契約更新の最低保障額は2,000万円のため、そのような更新はできないと言われた」との点については、これを認定するまでの証拠ないしは間接事実、一件記録及び申立人の事情聴取からは、認められなかった。
- （3）当審査会に申立てがある前に、相手方会社から申立人に対し、「平成19年の転換後の減額の申し出があった際の、取扱い職員の説明につき、説明不十分な点が見受けられたので、平成19年に遡っての減額の取扱いは、所管課へ申請する余地はあるものと判断している。」と記された文書が出されている。